

行動規範について



○政府の有識者会議（※）において、委員から「分野別協議会が、受入れ機関等の構成員へのチェック機能を適切に果たせるように機能強化を図るべき」との意見が出されたことを受け、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求めることとされた。

（※特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議）

○これを受けて、各分野別協議会では特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を策定予定。飲食料品製造業分野及び外食業分野においては、両協議会の規約・入会規程において、特定技能所属機関及び育成就労実施者に対し行動規範を遵守する旨の誓約書の提出を義務付け。

行動規範の主な内容

【特定技能・育成就労に共通の事項】

- ・出入国管理関係法令や労働関係法令等の遵守、人権尊重、適正な雇用環境の確保
- ・生産性向上や国内人材確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む）の推進
- ・飲食料品製造業・外食業の健全な発展や地域における共生社会の実現への貢献
- ・法令や社会生活上のルール等の遵守に向けた指導、相談対応及び助言の実施
- ・差別的な取扱いやハラスメントがない就労環境の確保
- ・特定技能外国人及び育成就労外国人の適切なキャリアアップへの支援

【育成就労に特有の事項】

- ・転籍制限期間1年を目指すための取組（人材育成上の懸念の解消等）への協力
- ・協議会が定める昇給率以上の割合での昇給の実施（転籍制限期間が1年の場合を除く）